

地震保険料控除制度の創設と損害保険料控除制度の廃止について

平成 18 年度税制改正において、平成 19 年 1 月 1 日から地震保険料控除制度が新設され、平成 18 年 12 月 31 日をもって現行の損害保険料控除制度が廃止されることになりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

I. 損害保険料控除制度の廃止

火災保険・傷害保険等に適用されている損害保険料控除制度は、平成 18 年 12 月 31 日をもって廃止されます。

ただし、以下の経過措置があります。

1. 経過措置の対象となる契約

保険期間開始日が平成 18 年 12 月 31 日以前の長期損害保険契約（契約期間が 10 年以上で満期返れい金のある契約）

2. 経過措置適用期間

当該契約の満期までは損害保険料控除制度の適用があります。

ただし、平成 19 年 1 月 1 日以降に保険料が変更となる異動があった場合は、異動のあった年の年初に遡って経過措置の適用を受けられなくなります。

II. 地震保険料控除制度の創設

1. 地震保険料控除の対象となる契約

火災保険（積立型を含みます。）に付帯される居住用家屋またはそれらに収容される家財（生活用動産）を保険の目的とする地震保険契約

2. 適用時期

所得税については平成 19 年 1 月以降の所得税について、個人住民税については平成 19 年の所得をベースに平成 20 年に納付する個人住民税から適用されます。

III. 控除限度額（改正後）

	控除の種類	所得税	個人住民税
地震保険料 控除	① 平成 19 年 1 月 1 日以降始期の地震保険契約	50,000 円	25,000 円
	② 平成 18 年 12 月 31 日以前始期の保険期間 10 年 以上の満期返れい金付契約	15,000 円	10,000 円
損害保険料 控除	③ ①、②両方の契約がある場合（合計）※	50,000 円	25,000 円

※①、②両方に該当する 1 つの契約は、①または②いずれか一方の控除しか適用できません。

（注 1）生命保険料控除制度（弊社が販売している商品の中では、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、医療保険が対象）について改定はありません。

（注 2）税法上の取扱いは平成 18 年 9 月現在のものであり、今後の税制改正によっては変更となる場合があります。